

大寒、厳しい寒さが続きますが、少しずつ日が長くなってきたことを感じませんか。暖かい春をイメージして今回も最後の仕上げとして、基本的な法律について確認しておきましょう。

※試験まで毎週木曜配信となります。

【問題 17】

障害者基本法は、「心身障害者対策基本法（昭和 45 年）」を題名改正する形で、(1) 年に制定された。障害者基本法は「障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を (2) と定義している。

障害者総合支援法は「障害者自立支援法」（平成 17 年）を題名改正し、平成 23 年の改正障害者基本法の基本理念を新たに設ける形で、(3) 年に制定された。

障害者総合支援法は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者に加えて新たに、政令で定める (4) 等により障害がある者を法の対象とした。

正解は最後に記載しています。

■Plus Column

【当日を想像して】

今回は、試験必勝のアイテム特集です。いざ本番、マークシートを塗るための HB の鉛筆は数本、用意しておきましょう。小さな鉛筆削りもあると安心ですが、削ったカスでマークシートを汚さないように、その処理方法も考えておく必要があります。消しゴムは、ころがらないように大きめのものが安心です。

マークシートのずれ防止に定規を使う場合は、カンニング防止のため許可を得る必要があるそうです。長い鉛筆をあてて確認するのもひとつの方法ですね。

手がかじかんだりしないように、使い捨てカイロもあると良いかもしれません。逆に暖房が効きすぎることもあるので、調節のできる服装が良いでしょう。ハンカチ、ティッシュはポケットに、のど飴などもかばんの中に入れておきましょう。

愛用した問題集、参考書などを 1 冊は持っていきましょう。休憩時間の“パラパラ見”が案外、効果があるかもしれません。

昼食は簡単なものを持参することをお勧めします。会場付近のお店は混んでいることが予想され、またお昼をしっかりと食べてしまうと、午後から睡魔に襲われる危険性もあります。長時間の集中を保つには、チョコレートなど糖分の高いものがあると良いといわれます。

水分は必要ですが、コーヒーなどの利尿作用にご注意。疲れが出てくる時のために、栄養剤などの“スペシャルドリンク”を用意するのも効果的かもしれません。会場の自動販売機は混雑していることが多く、売り切れることもあるようです。水筒に温かい麦茶などを持参するのも、作戦の一つですね。

試験会場までの交通経路は確認しましたか？みなさま、どうか万全の準備をして臨んで下さい。

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【問題 17 の正解】

- 1 平成 5 年（1993 年）
- 2 社会的障壁
- 3 平成 25 年（2013 年）
- 4 難病

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19KDX 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus

発信者： 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会